

役員等旅費及び費用弁償規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人レインボーハウス福祉会役員(理事、監事及び評議員)の旅費及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第 2 条 役員の出張に関しては、当該役員に対し旅費を支給する。

(出張命令)

第 3 条 役員の出張は、理事長の命によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃、車賃、船賃、航空賃)、日当及び宿泊費に区分する。

(鉄道賃)

第 5 条 鉄道賃は、普通乗車賃、特急料金、急行料金、新幹線料金に区分し、特急、急行を運行する路線においては、下記の使用区分によって支給する。

- (1) 100km以上の場合、特急料金
- (2) 100km未満の場合、急行料金
但し、佐賀～博多間はL特急料金を支給する。
- (3) 特急、急行を運転しない路線については、支給しない。

(車賃・船賃)

第 6 条 車賃・船賃は陸路、海路として各々の路線に応じて実費を支払う。

- 2 タクシー使用は、事情やむを得ない場合に限り認め、実費を支給する。

(航空賃)

第 7 条 一定の距離がある場合は、航空機の使用を認める。その決定は理事長が行う。

(日当)

第 8 条 日当は、1日2,200円とする。宿泊を伴う場合も1日2,200円支給する。

(宿泊費)

第 9 条 宿泊費は、甲地、乙地とに区分し出張中の宿泊数に応じ1泊あたり甲地の場合は、10,900円、乙地は9,800円とする。但し、指定宿舎における宿泊費は、実費を支払う。

(費用弁償)

第 10 条 役員が法人の用務のために出張する場合は1日2,200円とする。

附則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

- (1) 平成21年3月9日 改定